

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析及び 活用案作成業務委託契約に係る公募型プロポーザル企画提案実施要領

1 事業の趣旨・目的

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の来訪者は、平成 26 年度の登録時から減少していますが、これまで来訪者の属性や評価、行動分析や満足度、再来訪意向、紹介意向などの定性的なデータについて、定期的に調査が行われていませんでした。

今後、来訪者減少を食い止め、新たな魅力の創出を行うためには、来訪者の行動特性やニーズに応じた適切な施策を講じる必要があります。

令和元年度の事業では、このような現状を受け、4つの構成資産来訪者へのアンケート調査や、関係団体等へのヒアリング調査、検討会議等を実施し、今後の活性化に向けた課題を抽出しました。

今年度は、その課題解決のための具体的な施策およびその施策実施に向けた各関係者の行動指針を盛り込んだ活用計画策定の基となる資料（活用案）を作成します。なお、資料の作成に当たっては、外国人や周辺住民の意向を調査するとともに、地域関係者との協議を行うこととします。

2 募集対象事業

(1) 名称

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析及び活用案作成業務

(2) 業務内容

別添「世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」来訪者調査分析及び活用案作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 予算規模

委託料の上限は、4,401,441円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みません。（提案者の負担とします）
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりをお願いします。

3 契約期間

契約締結日から令和3年2月27日（金）まで

4 応募資格

提案書を提出する者の要件は、次の条件のすべてを満たしていること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立がなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと

- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・当該業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

5 スケジュール

令和2年5月19日（火）受託業者募集開始
 5月22日（金）質疑の提出期限 17時まで
 5月26日（火）質疑への回答
 6月1日（月）企画提案書の提出期限 17時まで
 6月中旬 審査結果通知

6 提案書等の提出方法、提出期限

(1) 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を作成し、下記14のシルクカントリーぐんま連絡協議会事務局（県地域創生部文化振興課）へ提出してください。

提出書類	様式	部数	備考
企画提案表紙	様式1	1部	
企画提案書本体	任意	6部	
業務実施体制	様式2	6部	
作業工程	任意	6部	
費用見積書	任意 (税込)	6部 (1部は原本で残りはコピー可)	宛先は「群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会 委員長 近藤功」とし、一式計上ではなく、経費の内訳をできる限り詳細に記載してください。 消費税は10%を計上してください。
会社概要（パンフレット等）	任意	6部	
法人登記簿謄本（*注）	—	1部	
決算書（*注）	任意	1部	
県税完納証明書（*注）	—	1部	
誓約書（*注）	様式3	1部	
課税（免税）事業者届出書	様式4	1部	
その他資料（適宜）	任意	6部	

※（*注）を付したものは、群馬県の「令和2・3年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

(2) 提出期限

令和2年6月1日（月）17:00まで

7 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

事業者から提出された提案書等による書面審査により事業者を決定する「公募型プロポーザル方式」で行います。

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選考します。

項目	審査基準
業務実施能力	業務を確実に遂行する能力・執行体制は整っているか。
	類似の業務経験、実績及び業務に関する専門知識、知見を有しているか。
企画提案内容	企画提案の内容は本業務に適したものか。
	調査項目及び分析方法の考え方・視点は本県世界遺産の現状及び特徴を踏まえたものか。また、県が世界遺産活用施策を推進するにあたり有効なものか。
経費妥当性	業務に関する経費の見積は本業務を実施するにあたり適当なものか。

8 審査項目

- ・業務実施における運営体制
- ・提案者の実務実績
- ・仕様書で定める調査等の実施に係る具体的な方法、計画
- ・調査結果の分析方法
- ・活用案の構想、アウトライン

9 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とします。

- (1) プロポーザルに参加する資格が認められない者が行ったもの
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出書類について、氏名、金額その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- (4) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者が行ったもの

10 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 提出された申請書等は返却しません。
- (2) プロポーザル参加に要した費用は全て提案者の負担とします。
- (3) 提出された申請書等は、審査及び説明の目的で、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (4) 提出された申請書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。
- (5) (4)により公表する場合、申請書等の写しを作成し、使用することができるものとします。

1.1 選考結果と契約の締結

- (1) 選考結果は、全ての提案者に対して文書にてお知らせします。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではありません。したがって、候補者と発注者は、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととします。
- (3) 選考結果は公表する場合があります。

1.2 質疑について

企画提案書の作成にあたり疑義がある場合は質問を受け付けます。質問様式（別紙様式5）により、FAX又はEメールのいずれかで提出してください。

なお、回答は令和2年5月26日（火）までに行います。

※原則として、電話での質疑は受け付けません。

※回答は、公平性を担保するため、応募者全員にFAX又はEメールのいずれかで周知いたします。

1.3 提出後の辞退について

提案書の提出後に辞退する場合は、書面にて速やかに連絡をお願いします。

1.4 提出先及び問い合わせ先

主催団体：群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会

実施団体：シルクカントリーぐんま連絡協議会

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

シルクカントリーぐんま連絡協議会事務局

（群馬県 地域創生部 文化振興課 世界遺産係）

TEL：027-226-2326

FAX：027-243-7785

mail：bunshinka@pref.gunma.lg.jp